

中国における養育費問題の再検討

——養育費問題の実際を踏まえて社会主義家族法と比較して

高橋 孝治

抄録：中国（中華人民共和国）で親族関係を規律する「婚姻法」は、日本では弱者保護の観点から優れていると積極的に評価する論がある。しかし、これらの評価も条文のみを見た結果であり、本当に現実を反映した上での評価なのかという疑問がある。本稿は、この疑問にある程度の回答を出すべく、養育費問題に着目して中国の婚姻法を再検討することを目的とする。特に、本稿では先行研究における調査記録から中国でも養育費問題が起きていると考えられることを明らかにし、中国の婚姻法の積極的な評価は、条文をみただけのものであり、中国の実態を反映していないものであると述べる。

キーワード：中国法、婚姻法、養育費問題、法運用の実態、社会主義法

※本稿において、[] は直前の単語の中国語原文を示し、初出にのみ付した。

1 はじめに

中華人民共和国（以下「中国」という。1949年10月1日の中華人民共和国成立宣言以降を特に強調する場合は、「新中国」という）において、親族関係を規律する法律は「婚姻法」である。婚姻法は、男尊女卑や子の利益を軽視した封建的婚姻制度を打破し、男女平等を实行し、婚姻の自由、一夫一婦、男女同権、女性および子の合法的權益を保護するような婚姻制度を保障するために制定されたとされている¹。特に「中国協議離婚制度は、行政機関による手続きで足るとはいえ、(1) 婚姻登記管理機関への当事者双方の出頭による離婚申請、(2) 婚姻登記管理機関による実質的審査（離婚意思の確認・未成年子の扶養・夫婦財産分割・生活困難な他方配偶者への経済援助等の協議成立）、(3) 離婚登記・離婚証公布、とその手続きは韓国・日本の協議離婚制度に比べれば、遥かにその要件は厳しく詳細であり、子どもや経済的に弱い配偶者の保護への配慮がみられる」とも言われている²。

このように、中国の婚姻法では、協議離婚の際にも未成年子の扶養などにつき厳しい審査があるため、弱者保護への配慮があるとしている。しかし、これは本当に配慮がなされているのであろうか。本稿は、この中国の婚姻法は弱者保護への配慮が日本よりも手厚いとする論を再検証することを目的とする。特に本稿では、婚姻法における協議離婚と養育費問題について見

¹ 楊大文（主編）『婚姻家庭法（第4版）』中国・中国人民大学出版社、2008年、44頁。陳葦（主編）『婚姻家庭繼承法学』中国・中国政法大学出版社、2011年、23頁。高見澤磨＝鈴木賢[ほか]『現代中国法入門』（第7版）有斐閣、2016年、214頁など。

² 加藤美穂子「東アジア3国（中・韓・日）における協議離婚制度——弱者保護の観点から——」日本比較法研究所（編）『Toward Comparative Law in the 21st Century』中央大学出版部、1998年、1245頁。

ていく。未成年子（以下、単に「子」という）のある夫婦が離婚をすると、子は父母のいずれか一方によって養育されるが、離婚によって父母の子に対する扶養義務は変化しないため、子を直接養育しない父または母は、子の養育に必要な金銭を子または子を養育する父または母に支払う必要がある。この金銭が養育費〔撫養費〕であり、支払われるべき養育費が実際には支払われない問題を「養育費問題」という。日本では、厚生労働省の調査によれば、2016年に協議離婚後、養育費を受け取ったことがない母子家庭は59%、父子家庭は87%となっており³、養育費問題は大きな問題となっている。

本稿は協議離婚と養育費問題に着目して、中国家族法の研究が「わが国の家族法改正への参考になれば幸いである」とまで評される婚姻法が⁴、本当に弱者保護に徹底しているのかを再検証するものである。結論を先に述べれば、婚姻法の運用実態は弱者保護が徹底されていないということになる。そして、本稿はさらに理念上は弱者保護を謳っているはずの婚姻法がなぜ運用レベルでは弱者保護に不徹底なのかも考察する。

なお、婚姻法に関する基本情報は以下の通りである。中国の婚姻法は1950年4月30日に公布され、同年5月1日に施行された新中国初の婚姻法を「50年婚姻法」という。そして、1980年9月10日に新しい婚姻法が公布され、1981年1月1日から施行された（これを「80年婚姻法」という）。そして、80年婚姻法施行と同時に50年婚姻法が廃止された。さらに2001年4月28日に80年婚姻法が改正され現在に至る（同日施行。以下「01年婚姻法」という）。また、婚姻登記条例（2003年8月8日公布。2003年10月1日施行）によって婚姻や離婚に関する具体的手続きが定められている。

2 中国における協議離婚の基本原則と手続き

2.1 中国における離婚の基本原則

中国における婚姻法のうち、特に離婚に関する法制には、中華民国期に中国共産党が独自の統治を行った革命根拠地の法制以来、「離婚自由の保障」と「軽率離婚の防止」という基本原則があると指摘されている⁵。

離婚の自由の保障については、「当事者が離婚を望む場合自由に離婚できるというものではなく、一定の条件下で、当事者の離婚の権利を保障するものであると言えよう」と指摘されてい

³ 厚生労働省「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告（平成28年11月1日現在）」

（厚生労働省ウェブサイト） [https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11923000-](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11923000-Kodomokateikyoku-Kateifukishika/0000190325.pdf)

Kodomokateikyoku-Kateifukishika/0000190325.pdf 2017年12月15日更新、2018年10月20日閲覧。また、2009年のNPO法人Winkによる調査では、協議離婚において養育費を全く受け取ったことがないとするアンケート回答が44%を占めている（NPO法人Wink（編）『払わない親の本音——養育費実態調査：アンケートとインタビュー離婚・未婚の父・母・子どもたちの声』日本加除出版、2010年、122頁）。

⁴ 加藤美穂子「建国五十周年を迎える中国の家族関連法——女性・子ども保護の観点から——」宮良高弘＝森謙二（編）『歴史と民族における結婚と家族——江守五夫先生古稀記念論文集——』第一書房、2000年、206頁。

⁵ 陳明俠（黒木三郎（監修）、西村幸次郎＝塩谷弘康（訳））『中国の家族法』敬文堂、1991年、133～141頁。曹詩權＝孟令志〔ほか〕『婚姻家庭継承法』中国・北京大学出版社、2006年、155～156頁。金海英「東アジアの協議離婚と国際私法的対応——比較的視点から主に中国法、韓国法、日本法を中心に」神戸大学、博士学位論文、2010年、26頁。

る⁶。古代中国(中華民国期より前)においては、女性は男性に従属するものと考えられており、女性にとっては望まない婚姻がなされたり、事実上女性からは離婚が申し立てられないという実態があった⁷。中国共産党はこのような実態にあった女性の解放を掲げ⁸、50年婚姻法の徹底のために、1950年4月30日に「婚姻法の執行を保障することに関する全党への通知書〔関于保証執行婚姻法給全党的通知〕」を發布し、婚姻法貫徹運動などを展開した⁹。しかし、婚姻法貫徹運動などを経てもなお旧思想・慣習残存による当事者の意思によらない婚姻が少なからず存在し、婚姻内容にも多大な影響を与えており、離婚の自由は、封権的婚姻家庭観の除去の徹底に必要なものと認識されている¹⁰。特に、「感情なき婚姻、あるいは夫婦感情が破綻している婚姻関係は、存続の基礎を失っている。名ばかりの婚姻関係は離婚することが通常であり、当事者双方、家庭、社会すべてにおいて有益である。もし法や行政手段を用いて離婚を認めないなら、それは徒勞である。すなわち法や行政手段を用いて、形骸化した婚姻関係の維持を強制するなら、当事者双方と子に苦痛と悪影響を与えるばかりでなく、社会に不安と矛盾をもたらし、悲劇を発生させる。それゆえ、離婚自由の保障をするのである。不合理あるいは崩壊した婚姻関係に正当な解決方法を与え、幸せな家庭をつくることを可能にするのである」という説明もなされている¹¹。

これに対し、軽率離婚の防止とは、無責任で軽率な態度での離婚を防止することを目的としている¹²。離婚の自由が認められていても、離婚は「社会主義的な自由な離婚制度であり、絶対的な離婚の自由や、離婚の自由を、相手を遺棄し、子女を遺棄し、家庭を崩壊する手段にすることには反対する」と言われている¹³。1990年頃になっても、中国では金持ちになると妻子を棄て、重婚し、妾を囲う旧来の風習がまだ見られたと指摘されている¹⁴。こうした風習の打破のために「軽率離婚の防止」という原則が革命根拠地時代から置かれていた。なお、中国では他にも、社会的利益の保護と極端的個人主義の防止という理由づけがなされている¹⁵。中国は社会主義国家であり、夫婦関係においても、社会的利益が求められ個人主義は優先されないのである。

2.2 中国における協議離婚の手續

6 楊大文(主編)・前掲註(1)175頁。金海英・前掲註(5)27頁。

7 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、1967年、476～479頁。仁井田陞『補訂 中國法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』東京大學出版會、1980年、263頁、546～548頁。加藤美穂子『中国家族法の諸問題——現代化への道程——』敬文堂、1994年、142頁。陳葦(主編)・前掲註(1)215～216頁。

8 西村幸次郎(編)『現代中国法講義』(第3版)法律文化社、2008年、155頁。

9 大塚勝美『中国家族法論』お茶の水書房、1985年、133～141頁。

10 金海英・前掲註(5)27頁。

11 陳葦(主編)・前掲註(1)216～217頁。

12 金海英・前掲註(5)29頁。

13 楊大文(主編)・前掲註(1)176頁。陳明俠・前掲註(5)140頁。

14 陳明俠・前掲註(5)140頁。中国のこのような習慣は、中国の昔話である「女学士」にも描かれており、古代中国の裕福な家ではよく見られたことと言える(話梅子(編訳)(2005)『中国の不思議な役人(中国昔話大集Ⅱ)』星雲社、2005年、93頁)。

15 金海英・前掲註(5)30頁。

本節では、中国における協議離婚の手續方法を見ていく。中国では、協議離婚は「夫婦双方が自ら離婚を望み、離婚後の子女の扶養や財産、債務問題などの離婚の法律効果につき協議が成立した上で、関係部門の認可を得て婚姻関係を解除する」ことと定義されている¹⁶。協議は、「協議離婚書」を作成することによって行う。協議離婚書の内容は、離婚意思、子の扶養教育、夫婦共同財産の分割、債務弁済処理、生活困難な一方に対する経済援助などである。この内容は、妻と子の合法的権利保障に有利でなければならない(01年婚姻法(以下、本章において単に条文番号を示すときは、01年婚姻法を意味する)第2条第2項、第36条第3項、第39条第1項、婚姻登記条例(以下、本章において「条例」というときは「婚姻登記条例」を意味する)第11条第3項)。

協議が調った場合、夫婦どちらかの常住戸籍所在地の婚姻登記機関である婚姻登記所に出頭し、口頭または書面で離婚の申請を行う。日本との差異としては、郵送や使者による申請は許されない点が挙げられる。申請の際には、本人の戸籍簿、居民身分証、本人の結婚証、当事者双方が共同で署名した協議離婚書を提出する(条例第11条第1項)。結婚証とは、婚姻届を受理した際に発行される婚姻していることの証明書である(条例第7条)。結婚証を紛失している場合は、再発行をした後に離婚申請を行わなければならない。

中国の婚姻登記員は、協議離婚に対する実質的審査権を有する¹⁷。婚姻登記機関は、当事者からの離婚申請を厳格に審査する。審査過程では、まず当事者に対して和睦調停と説得教育を行う。当事者双方に対して離婚問題を慎重に考慮し対処するよう教育し、婚姻がまだ完全に破綻していない場合には、その回復・和睦へ導くよう可能な限り努力しなければならない。また、このとき、離婚の基本原則である「離婚自由の保障」と「軽率離婚の防止」に合致した離婚であるかについても審査する。

双方の離婚同意があっても、子の扶養教育、夫婦財産問題などの処理が不十分な場合には、婚姻法の精神を遵守した協議内容へと指導調整がなされる。また、離婚意思が自発的真意によるか、詐欺脅迫や虚偽・偽装ではないかといった点についても審査がなされる。この審査過程で、当事者の違法行為を発見した場合には、離婚登記が認められない。さらに、当事者の違法行為が刑法に触れる場合は、司法機関によって刑事責任が追及される。

婚姻登記機関は、離婚登記を行う当事者が提出した証明書・証明書類に対して審査を行い、かつ関連状況を尋問しなければならない。確かに自由意思で離婚を望むものであり、かつ子の扶養、財産、債務などの問題について一致した処理意見に達している当事者に対してはその場で登記を行い、離婚証を発給しなければならない(条例第13条)。離婚証とは、確かに離婚が成立したという証明書である。

なお、①離婚協議に達していないとき、②夫婦のいずれかが民事行為無能力者または制限行為能力者であるとき、③結婚登記が中国本土で行われていないときのいずれかの事由に該当するときは、婚姻登記機関は離婚登記を受理しない(条例第12条)。離婚は重要な民事行為であるので、当事者双方が完全な民事行為能力を有している場合にのみ協議離婚できるのである。一方が民事行為無能力者または制限的民事行為能力者である場合、離婚は裁判離婚により、法

¹⁶ 曹詩權＝孟令志[ほか]・前掲註(5)156頁。

¹⁷ 加藤美穂子『中国家族法[婚姻・養子・相続]問答解説』日本加除出版、2008年、85頁。

定代理人による代理訴訟によらなければならない¹⁸。

なお、2003年に制定された婚姻登記条例の公布前は、「当事者の離婚申請後一か月以内に審査を終了しなければならない」と規定されており（婚姻登記管理条例（1994年2月1日公布・施行。2003年10月1日失効）第16条）、離婚証発給は必ずしも容易ではなかった。しかし、2003年の婚姻登記条例制定により、離婚証発給にかかる時間が大幅に短縮され、当日でも可能となった¹⁹。

2.3 中国における離婚の効果

離婚をすると当然にその効果が発生する。離婚の効果の一つである養育費については、3.2.で見ることとし、養育費以外の効果を本節で見る。養育費以外の効果については、①身分関係に関する効果、②当事者間の財産関係、③離婚による損害賠償、④父母と子の関係があり、以下の通りである。①当事者の身分関係に関する効果には、夫婦の身分関係の消滅、夫婦の忠実義務と同居義務の消滅、夫婦の日常家事代理権の終了、双方当事者の再婚の権利の取得、姻族関係の消滅がある。②当事者間の財産関係の効果には、夫婦の扶養義務の終了、配偶者の相続権の喪失、夫婦財産関係の終了、離婚時に生活困難となる一方への経済的援助がある。夫婦財産関係の終了とは、夫婦共同財産の分割である。中国では原則として夫婦共同財産制が採用されており、婚姻中に得た給与などは、夫婦の共同財産となり（第17条）、これを分割するのである²⁰。離婚時に生活困難となる一方への経済的援助とは、離婚の際、もし一方が生活困難となる場合は、他方は適当な経済援助を与えなければならないとするものである（第42条）。この離婚後の経済援助は、婚姻中の扶養義務の延長ではないし²¹、婚姻関係から派生した一種の責任にすぎず、夫婦共同財産の分割とも異なる²²。中国では「女性の経済力は依然として男性より低く、離婚時に生活困難に陥る一方は往往にして女性・妻である」、「この意味において、女性が離婚する際の経済的不安問題の解決に役立ち、離婚自由の保障に資」し、この離婚後の経済援助は「経済的弱者を保護する社会主義的徳の要求でもある」との説明がなされている²³。③離婚による損害賠償とは、夫婦の一方に重大な有責行為があったことにより離婚した場合に、無責配偶者から有責配偶者に対して損害賠償請求ができるとする制度である（第46条）。有責行為には、重婚、配偶者以外の異性との同棲、家庭内暴力、家庭成員への虐待・遺棄がある。④父母と子の関係には、親子関係、監護権、面接交渉権、養育費がある。離婚後の親子関係についてであるが、中国においても、父母の離婚によって消滅するものではなく、子は父と母ど

¹⁸ 金海英・前掲註(5)33頁。

¹⁹ 加藤美穂子・前掲註(17)86頁。

²⁰ 分割の際には男女平等の原則（第17条第2項）、女性・子の合法的権利保護（第2条第2項）、無籍配偶者への配慮の原則、当事者の意思尊重の原則、当事者の生産と生活に有利・便宜的であることを保障する原則、国家・集団・他人の利益を侵害しない原則を堅持するべきとされている。さらに、昨今においても、総体的にはまだ女性の経済的能力には男性に比べて格差があり、女性の具体的状況に基づき一定の配慮をするべきとする。共有財産制の下で、男女平等原則があっても、決して夫婦財産の平均的分割を意味しないとしている（加藤美穂子・前掲註(7)142～144頁）。

²¹ 楊大文（主編）『親属法』（第4版）中国・法律出版社、2004年、197頁。

²² 加藤美穂子・前掲註(17)169頁。

²³ 陳葦（主編）・前掲註(1)249頁。加藤美穂子・前掲註(17)170頁。

さらに養育されているかに関わらず、父母双方の子である（第36条第1項）。さらに、父母は子に対し、扶養および教育の権利と義務を有するとされている（第36条第2項）。中国には日本でいう「親権」の概念は存在しないが、中国の離婚後の親子関係は、共同親権と解することができる。離婚は、子に対する父母の養育形態を変更させるのみとされている。監護権とは、子を監護する権利のことである。中国には親権制度がないため、父母は監護者という立場で、未成年子⁴を人身、財産などについて保護をする。離婚後は子は監護者となった父母一方のみと生活することになる。なお、監護者については授乳中の子については、授乳する母がなることを原則とする。授乳後の子の監護人については、協議による（第36条第3項）。また、子の権利保護に有利であるとの前提で、父母双方による子の交代養育が協議された場合には、これを許可すべきであるとされている（最高人民法院の人民法院が離婚案件を審理する場合に子女の養育問題を処理することに関する若干の具体的意見 [最高人民法院關於人民法院審理離婚案件處理子女撫養問題的若干具體意見]（1993年11月3日發布・施行。最高人民法院 [1993] 30号文件。以下「意見」という）第6条）。例えば、最初の一年は母と共同生活をし、次の一年は父と共同生活をすることである。面接交渉権とは、離婚後、直接子を監護しない父または母が子を訪問する権利である。子を直接している父または母はこれを拒否することができない（第38条第1項）。面接交渉権の行使方法、期日、は当事者の協議による。協議が成立しないときは、人民法院の判決による（第38条第2項）。

3 中国における協議離婚と養育費問題の現状

1. で述べたように、中国の婚姻法に対しては、好意的に理解している先行研究が存在する。しかし、この理解は条文のみを見て論じているのではないかとの疑義がある。そこで、本章では中国における協議離婚と養育費問題の現状を明らかにする。

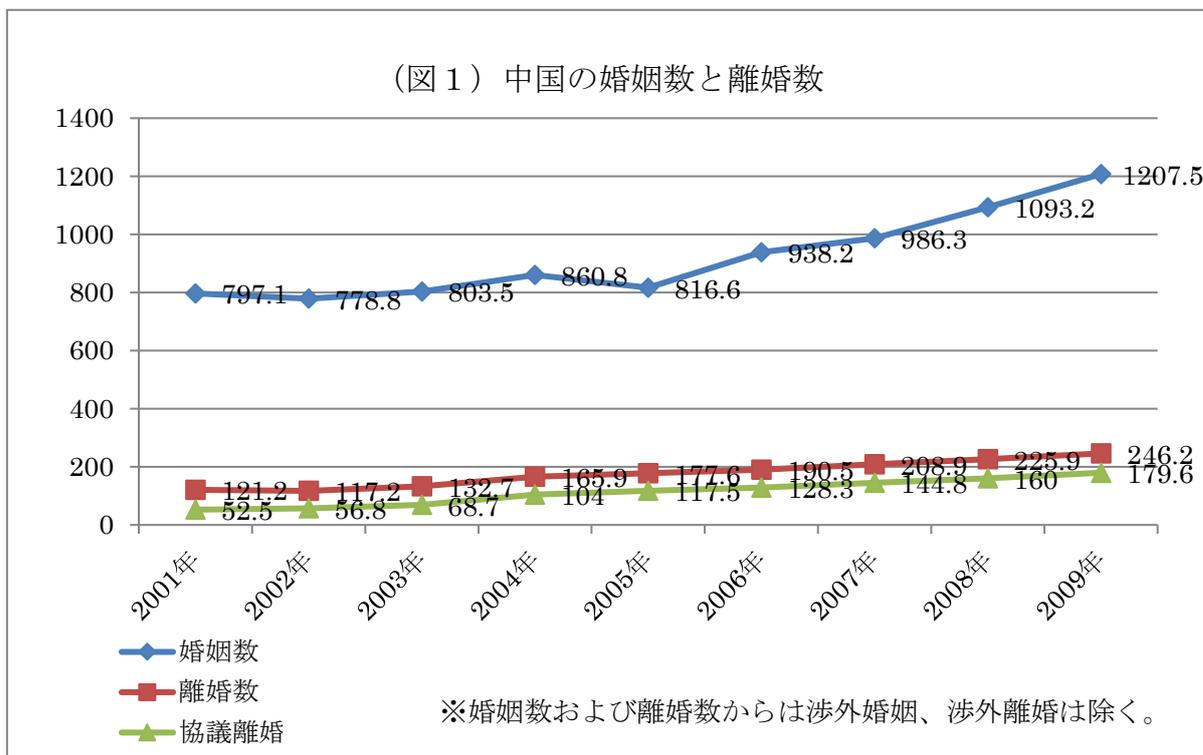
3.1 中国における協議離婚の現状

中国国家统计局では、残念ながら中国における協議離婚の数は2009年までしか公開していない（2010年以降は、裁判離婚を合わせた「離婚総数」しか公開していない）。これによれば、2009年の中国における涉外離婚を除いた離婚総数は246.2万組（うち協議離婚は179.6万組）であった²⁴。これにさらなる過去の情報なども加えたものが（図1）である²⁵。

²⁴ 国家统计局「歴年婚姻弁理状況」（中国・国家统计局ウェブサイト）
http://www.stats.gov.cn/ztc/ztsj/hstjnj/sh2009/201209/t20120904_72953.html 更新日不明、2020年3月20日閲覧。

²⁵ 国家统计局「歴年離婚弁理情況」（中国・国家统计局ウェブサイト）
http://www.stats.gov.cn/ztc/ztsj/hstjnj/sh2009/201209/t20120904_72954.html 更新日不明、2020年3月20日閲覧。

(単位：万組)



3.2 中国における養育費に関する規定

養育費とは、子の生活費、教育費、医療費などの費用を包括したもので、子を直接監護しない父または母が負担するものである。額や支払期限、支払方法については協議による。協議が成立しないときは、人民法院の判決による(第37条)。中国における養育費の支払方法は、定期給付を原則とするが、支払能力がある場合には、一括支払を行うことができる(意見第8条)。定期給付の場合には、毎月、四季、半年、一年、収穫季節ごとに定期的に支払うことができる。子と共同生活をする親の一方が養育費の全額を負担することを父母双方が同意することもできる。ただし、調査によって、監護する方の養育能力では子が必要とする費用を保障できないことが明白で、子の健全な成長に悪影響を及ぼす場合にはこれは認められない(意見第10条)。

養育費の額や支払期限、支払方法については協議によることが原則であるが、人民法院の判決による際には基準が定められている。以下は、意見第7条および第9条に規定された養育費の分担の基準である。①子の養育費については、子の実際の需要、父母双方の負担能力および子の生活地における実際の生活水準に基づき確定することができる。②親に固定収入がある場合は、養育費は一般に親の月収総額の20%ないし30%の割合とする。2人以上の子の養育費の負担については、その割合を過度に増額すべきであるが、一般に親の月収総額の50%を超えることはできない。③親に固定収入がない場合には、離婚年の総収入または同一業種者の平均収入に基づき、上述の割合を参考にして確定する。④特殊な事情があ

る場合には、上述の割合を過度に引き上げ、または引き下げることができる。⑤親の一方が経済的に無収入であったり、行方不明になっている場合、その者に財産があれば、その財産を子の養育費に充てることが認められる。

また、離婚時に協議または調停・判決で決めた養育費は、その後の父母の収入の変化や子の成長に伴う生活・教育費の増大、物価上昇、生活水準の向上・低下などによる変更は免れない。そのため、離婚時の決定額に絶対的に拘束されるわけではなく、その後の変化に応じた養育費の合理的・適切な変更を認め、子の利益・福祉を保障している（第37条第2項）。養育費の変更は、父母の一方が要求する場合と、子が要求する場合がある。

養育費支払義務のある父母の一方に、以下のような状況変化が生じた場合には、その給付額の減額または免除の要求を認めることができる。①父母の一方が長期疾病などで労働能力を喪失し、経済的収入源がないとか、再婚後の経済的負担の加重などで、確かに当初の給付負担額を支払う能力に欠けかつ子との共同生活をしている他方の親には養育能力が確実にある場合、②父母の一方が犯罪行為により収監されるなど、養育費を支払う能力を失った場合、③子を養育している一方の親が再婚し、再婚相手が継子となる子の養育費の一部または全部を自発的に負担すると同意してくれた場合である。

さらに、子が養育費の増額を要求した場合に、以下の事情の一つに該当しかつ父または母に負担能力があるときは、その増額要求を認めなければならない（意見第18条）。①当初決められた養育費が、当地の実際生活水準を維持するのに不足している場合、②子の疾病罹患や就学などにより、実際の需要が当初の決定金額を超過している場合、③増額しなければならないその他の正当な理由がある場合である。また、支払義務を有する親の収入が格段に増加し、子の生活水準との間に格差が生じた場合なども増額を認める理由であるとされる²⁶。

そして、父母の子に対する養育費支払期間は、一般には中国での成年年齢の18歳になるまでとするが、例外的事情が認められている。①満16歳以上満18歳未満であっても、子が自らの労働収入を主要な生活費としてかつ当地当時の一般的生活水準を維持できる場合には、父母は養育費の支払を停止することができる（意見第11条）。②以下の事情の一つに該当する成年子には、負担能力のある父母はその必要な養育費を援助すべきとされている（意見第12条）、(a) 労働能力の喪失または不完全な労働能力の喪失など非主観的原因により、自らの収入では正常な生活維持ができない場合、(b) いまだ在学中（高校・中学やそれ以下の学歴の教育を受けている）である場合、(c) 確かに独立して生活する能力と条件がない場合である。

3.3 中国における養育費の現実——湖北省のある市を例にして——

前節では、中国における養育費の額の決定方法などについて見てきた。それでは、実際の養育費の額は平均的にどのくらいなのであろうか。残念ながら、中国では養育費の平均額に

²⁶ 加藤美穂子・前掲註(17)184頁。

つき統計調査を行っていない。しかし、2007年に湖北省のある市で基層人民法院に対しインタビューを行い、人民法院がかかわった離婚の際の養育費の協議額についての実態調査を行った研究が存在する²⁷。これは、中国全土を対象にしたものではないし、2007年のものであるが、中国における離婚時の養育費実態調査としては数少ない貴重な資料である。これをまとめたものが(図2)である。なお、湖北省のこの市では2006年12月10日から2007年12月16日までの間に離婚訴訟668件、養育関係訴訟19件、養育費訴訟3件が起きている。このうち、2006年に起きた訴訟と2007年に起きた訴訟をそれぞれ50件ずつ無作為抽出して詳細に調査したものが(図2)の調査である。

(図2) 湖北省における人民法院がかかわった離婚の際の養育費の協議額

		2006年	2007年
一括払い	1,000元以下	0	0
	1,000元～2,000元	0	0
	2,000元～3,000元	0	0
	3,000元～5,000元	2	2
	5,000元以上	0	2
定期給付	毎月100元以下	0	0
	毎月100元～200元	31	32
	毎月200元以上	6	7
その他	支払わない	9	5
	気が向いたときに支払う	2	2

(図2)の調査によれば、毎月100元～200元の定期給付に多くの数が集中している。ここから、2006年および2007年の湖北省での養育費の実際の相場は毎月100元～200元の定期給付であると言ってよさそうである。なお、湖北省の労働者の平均賃金は2006年で1月当たり1,264.33元、2007年で1月当たり1,449.75元である²⁸。2.1.では、中国における養育費は人民法院の判決による場合は、一般に月収総額の20%ないし30%の割合とするとの相場が定められていると述べたが、この平均賃金からすると、残念ながら、実態はこの基準の額には至っていない(1,300元の30%で390元)。しかも、この調査は、あくまで養育費関係で訴訟になった案件の調査記録である。人民法院という第三者が関与しても、このような額で協議をしている点から、人民法院が関わらなかった案件、すなわち形式的には

²⁷ 江翊「離婚夫妻之子女撫養義務研究」陳葦(主編)『家事法研究(2009年巻)』中国・群衆出版社、2009年、447～456頁。

²⁸ 日本貿易振興機構「湖北省概況」(日本貿易振興機構ウェブサイト)
http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/central_east/pdf/hubei_1011.pdf 更新日不明、2011年10月23日閲覧、2020年3月20日現在閲覧不可。

婚姻登記員による審査がなされていたとしても離婚する夫婦のみが協議した案件の場合は、この調査結果よりも養育費の額が低かったり、支払わないとする場合が多いものと考えられる。

さらに「離婚人口の増加に伴って、直接子を監護しない父または母が決められた時期までに養育費を支払わなかったり、全く支払わない状況が日々増加している」とも指摘されている²⁹。総括すると、中国でも養育費問題は発生している可能性が極めて高いと言える。

さらに、湖北省での調査では「子の扶養についての紛争のうち、2006年の20件と2007年の19件では、元妻が子を直接養育している割合が高い。その割合はそれぞれ55%と53%である。その大多数は、養育費について要求をしていない。その原因はおそらく子をどちらが直接養育するかの争いにより、養育費を要求しないことを条件に直接子を養育するというケースが増えていると思われる」と述べられている³⁰。

このような中国における養育費の現実を見ると、子どもや経済的に弱い配偶者の保護への配慮がみられるとの先行研究の正しいとは言えない。特に人民法院が関与した案件であっても本節で見たような結果になっていることはその実態が伴っていないということである。

3.4 中国における養育費の履行確保

前節で中国でも養育費問題が起こっていると考えられることを示した。しかし、中国で「扶養費（筆者註——養育費を意味する）の給付義務者が給付義務を怠る場合、子は法に基づいて訴訟権を行使し、法定保護を求めることができる。給付義務不履行の情状が酷く、未成年子に心身の損害を与えた場合は、法に従い刑事責任を科する。親の離婚による子の経済的生活面における保障を図っている」という指摘もある³¹。ここでは、これら履行確保について見ていく。

養育費支払の不履行については、法院の強制執行に訴える他ない³²。01年婚姻法第48条は、「養育費などの支払を拒否した者に対し、人民法院は法に基づき強制執行することができる。関係組織はその執行に協力する責任を負う」と規定している。強制執行としては、拘留、預金の取り出しあるいは労働収入の差し押さえ、凍結、競売などがある。また、養育費を支払わない者と関与する関係部門は、積極的な対策をとって本人が人民法院の指示に従うようにしなければならない。もし、懈怠したり拒否あるいは人民法院の執行を妨げるなど

²⁹ 許富仁「關於離婚後未成年子女撫養費設立担保立法的構想」『江西社会科学』（2001年8期）、中国・江西社会科学院、2001年、141頁。田嵐＝聶媛芳「離婚時子女最佳利益原則」夏吟蘭＝龍翼飛[ほか]（主編）『婚姻法学專題研究（2007年卷）』中国・中国人民公安大学、2008年、114頁。

³⁰ 江翊・前掲註(27)457頁。「子供の奪い合いになると、状況は泥沼化するのがきまりらしい。こじれて子供を引きとれないなら、養育費を払わないなどという話にもつれこむ」とも言われている（多田佳子『愛人——中国的離婚事情』五月書房、1988年、195頁）。

³¹ 加藤美穂子・前掲註(17)174頁。

³² 加藤美穂子・前掲註(4)341頁。

の行為があったときは、訴訟法上の執行妨害行為として、関係部門（会社）リーダーに対する法的責任を追及することになる³³。

しかし、これを行うには、まず人民法院に養育費支払いの効力を確認するための訴訟を起し、その後強制執行を申し立てる必要がある³⁴。さらに、強制執行ができる要件を満たしたとしても、強制執行を行うか否かの法院の自由裁量が非常に大きく、実際に強制執行がなされる場合は非常に少ないという問題がある³⁵。

また、先行研究の指摘通り、確かに中国では養育費の未払いに対し、刑事責任が用意されている。しかし、養育費につき放棄をしている場合、形式的には養育費不要の協議となっている以上刑事責任は問えない。そして、01年婚姻法第45条は「重婚、家庭内暴力、虐待、遺棄といった犯罪は法により刑事責任を追及する。被害者は刑事訴訟法の規定に従い、人民法院に訴えることができる。公安機関はそれを調査し、人民検察院は公訴提起をしなければならない」と規定している。中国刑法（1979年7月1日公布、1980年1月1日施行。1997年3月14日全面改正、同年10月1日改正法施行。2015年8月29日最終改正、同年11月1日改正法施行）第261条の規定により、養育費の不払いは遺棄罪として犯罪になる。しかし、中国における司法実務では、遺棄罪が成立する場合とは、遺棄によって被害者が重傷を負ったり、死亡したりした場合、被害者が遺棄によって生活のあてがなくなったり、路頭に迷ったり、浮浪者となったりしたりした場合、遺棄によって自殺するしか道がなくなる場合など被害者の命にかかわるほど危険な生活の改善を拒否した場合のことをいう³⁶。確かに中国には養育費を支払わないことが刑事罰の対象となる規定は存在している。しかし、その要件に該当するには相当酷な状態になる必要がある。司法実務上、単なる養育費の不払いでは刑事責任を問うことは難しいと言える。

3.5 中国における養育費問題の現状を見て——中間的考察

本章では、これまでの先行研究が称賛してきた中国における養育費支払の確保の手法について見てきた。日本で協議離婚をする際には、戸籍事務管掌者が受理要件の審査をした上で受理をするが、中国とは異なり、記入漏れがないかのみを確認するととどまる³⁷。この意味においては、確かに養育費について定めているのか、またその額は合理的かについても判断を行う中国の方が弱者保護を打ち出しているようにも見える。しかし、本章3. で見た通

³³ 朴成日「近代中国における離婚制度と離婚紛争処理の実態（一）——離婚紛争をめぐる婚姻法の理念とその展開に関する一考察」『法學論叢』（147巻4号）京都大学法学部、2000年、119～120頁。

³⁴ 王治英『中国婚姻家庭法律制度——热点问题研究』中国・中国海洋大学出版社、2009年、289頁。

³⁵ 王治英・前掲註(34)289頁。

³⁶ 「構成遺棄罪的情節悪烈程度」（法律快車ウェブサイト）

<http://www.lawtime.cn/info/xingfa/yiqizui/20110316/113659.html> 更新日不明。2011年10月25日閲覧、2020年3月20日現在閲覧不可。

³⁷ 加藤美穂子・前掲註(2)1239頁。

り、少なくとも 2006 年、2007 年の湖北省で養育費に関して訴訟になった例を素材にすれば、養育費の相場として規定されている月収総額の 20%ないし 30%には全く届いておらず、そもそもが「支払わない」といった協議結果すら見られる。訴訟というより第三者がよく確認して判断がなされる案件ですら、このような養育費の相場となっていることから、婚姻登記員による審査があろうとも、協議離婚においても養育費問題は発生しているものと考えられる。さらに、(図 2) の例で言えば、中国では裁判官が養育費を月収総額の 20%ないし 30%という「相場」に合わせようとしていないとも言える。そのため、中国における養育費支払いの確保が充実しているのは条文上で「一見すると」保護されているに留まっていると言える。

4 社会主義家族法と比較して

前章では、中国においても養育費問題が発生していることを指摘した。なぜ女性や子の権利の保護を強く謳っていた中国でこのような問題が生じるのであろうか。これに対する回答を探るべく、本章では、婚姻法を新中国の法の母法たる社会主義家族法と比較した場合にどのように見えるのかを考察する。

4.1 社会主義家族法理論総論

社会主義国においては、かつて資本主義国（ここでの「資本主義国」とは「社会主義国ではない国」という意味である）とは異なる家族政策をひいていた。しかし、そのため社会主義国の家族制度が独特というわけではない。現在は、資本主義国も社会主義国と同様の家族政策を目指しているからである。すなわち、社会主義家族法の特徴とも言えるマルクス・エンゲルスの家族理論としては、以下の点が挙げられる³⁸。①婚姻における当事者以外の者の干渉を許さぬ自由意思、②家族における夫婦の絶対平等、③離婚の自由（当事者間に愛情がなくなった場合のみに離婚が許され、いつでも自由に離婚ができるという意味ではない）、④両親の子供に対する専制の廃止と早期からの子供に対する公的教育、教育と生産の結合、⑤婚生子・婚外子の差別の一扫である。これらの特徴は昨今日本などでも議論されているものであり、社会主義家族法独自のものとは言えない。

しかし、社会主義家族法には、マルクスやエンゲルスの思想によらない特徴（以下、「社会主義家族法独自の内容」という）も存在している。それは、以下の通りである。①憲法に根拠規定が存在すること、②家族法分野が民法の中に存在しないこと、③道徳的規定の設置、④離婚を原則として認めないこと、⑤家族法を強制しようとする事、⑥社会と家族双方に義務があることである。これらの特徴は以下の通りである。

①憲法に根拠規定が存在すること。社会主義国家の憲法は国家の基本法であり、資本主義国と違ってその国家の全政策路線を憲法に固定し、立法と施策にその基準と方向を指示す

³⁸ 福島正夫「社会主義の家族法原理と諸政策」福島正夫（編）『家族 政策と法（5）社会主義国・新興国』東京大学出版、1976年、13頁。

る³⁹。そのため、当然に憲法にも婚姻や家族に関する規定が置かれ、非常に重要な規定と考えられている⁴⁰。

新中国でも、1954年9月20日に公布・施行された新中国初の憲法の第96条には「(第1項) 中華人民共和国の婦女は、政治的、経済的、文化的、社会的および家庭生活各方面において男子と平等の権利を持つ。(第2項) 婚姻、家庭、母親および児童は国家の保護を受ける」と規定されていた。同様の規定は1975年1月17日に公布・施行された新中国二代目の憲法の第27条第4項および第5項や1978年3月5日に公布・施行された三代目の憲法の第53条にも規定されていた。そして、1982年12月4日に公布・施行された四代目の憲法(2018年3月11日最終改正・同日改正法施行)にも第48条および第49条に同等の規定が存在している。

②家族法分野が民法の中に存在しないこと。社会主義国では、一般的に家族法は民法の一部ではなく、独自の法分野として独立している⁴¹。例えば、ソビエト・ロシア共和国やラトビア・ソビエト社会主義共和国には、婚姻・家族法典が制定されており、他の社会主義国家もこれと同じであった⁴²。これは、民法ではなく、「婚姻法」という形式で家族法を制定している中国も同様である。

③道徳的規定の設置。社会主義家族法には道徳的規定が置かれている。一般的に、法で道徳を強制してはならないと言われるが⁴³、社会主義国の法律では法と道徳の一体化が前提となっている⁴⁴。その中でも特に社会主義家族法は全体的に満ち互る道徳性、義務制が特徴として挙げられ、家族法分野においてはそれがことさらに顕著であると言われている⁴⁵。これについては、50年婚姻法第8条の「夫婦は互いに敬愛し、互いを助け、互いを扶養し、和睦団結し、労働を行い、子を育て、家庭の幸せと新社会建設のために共同して奮闘する義務を負う」との規定が中国の具体例と言える。なお、01年婚姻法第4条にも同様の条文が存在する。

④離婚を原則として認めないこと。社会主義国家における婚姻は、「原則として生涯の結びつき」であるとされている⁴⁶。社会主義革命前のロシアでは、事実上離婚は不可能であったとされているが⁴⁷、1917年のロシアの社会主義革命政権は、屈辱的状况からの女性の解

³⁹ 福島正夫・前掲註(38)27頁。

⁴⁰ 福島正夫・前掲註(38)27頁。

⁴¹ 福島正夫・前掲註(38)31頁。

⁴² 木田純一『社会主義法概論』法律文化社、1971年、146頁。

⁴³ ラートブルフ(碧海純一(訳))『法学入門(ラートブルフ著作集3)』東京大学出版会、1968年、10頁。

⁴⁴ 福島正夫・前掲註(38)35頁。

⁴⁵ 福島正夫・前掲註(38)35頁。

⁴⁶ 二神淑子「ソ連における家族構成員の身分的権利」福島正夫(編)『前掲註書(38)』65頁。

⁴⁷ 二神淑子・前掲註(46)65頁。さらに同頁は以下のように述べている。社会主義革命前のロシアはギリシャ正教の思想のもと、カトリックの場合と異なり、特定の条件下では離婚

放を目指した。しかし、1930年代後半、「ソビエト社会が社会主義到達の時期に入ってから、ソビエト国家の強化と発達のために、家族のもつ積極的な役割が重視され、婚姻・家族関係に対する市民の責任が要求されるようになった」⁴⁸。そして、1944年の法改正で離婚はすべて裁判所の決定を経ることになった⁴⁹。なぜ離婚をするのかは、国家や社会にとって無関心ですまされない事項であり、根拠のない離婚は、個人的利益にかかわるのみでなく、社会的利益にも触れるのであるからその決定は裁判所で行うというのである⁵⁰。

マルクス、エンゲルスの家族理論には「離婚の自由」がある。その理論とこの原則は矛盾する。しかし、このようにマルクス、エンゲルスの家族理論は革命初期には適用されたが、その後、社会主義社会が成熟すると離婚による社会の不利益が取り上げられ、離婚が原則認められないという方向へ変化したと言われている。

⑤家族法を強制しようとする。家族法に刑罰法規などを導入し、法を強制しようとすることも社会主義家族法の特徴の一つである⁵¹。これは「法によって宣言された自由や権利は、その実現が保障されることによってはじめて現実のものとなる。社会主義社会における権利の保障とは、社会の大部分を構成する勤労者が、実際に民主的権利を行使することができるような手段を講じることである」と考えられていることが原因であろう⁵²。

もちろん、強制する手段は刑罰法規だけではない。例えば、養育費問題についても以下のような指摘がある。「ソ連では1936年からこれがきびしくなり、現行法に伝わる。未成年の子一人のとき親の賃金(所得)の四分の一、二人のとき三分の一、三人のとき二分の一が天引きで取り立てられるのだから(基本法第22条)、日本のような履行確保の問題は全く生じないが、親たるものまた辛いかなでもあり、たまに批判の声もある」⁵³。このような制度は、社会主義国家において「その他の国もそれぞれの規定をしている」とされている⁵⁴。

⑥社会と家族双方に義務があること。社会主義国家では、それ以外の国家とは異なる家族

が認められていた。しかし、その条件は厳しく、離婚は事実上不可能であった。

⁴⁸ 二神淑子・前掲註(46)66頁。

⁴⁹ 福島正夫・前掲註(38)37頁。は以下のように述べる。「ソ連最高ソビエトの1944年7月8日政令により、離婚制度は画期的に改正された。すなわち離婚しようとするものは、その旨を地方新聞に掲示し、地区人民裁判所では調停をするだけで、その不調のとき上級の州・地方の裁判所(しばしばきわめて遠隔)で離婚の判決をなし、離婚の登録には高額の手数料を課された。この制度はスターリン法ともよばれるべきものであり、これには、早くはスヴェルドロフのような家族法学者、近頃ではハルチェフのような家族社会学者の批判があった」。

⁵⁰ 二神淑子・前掲註(46)66頁。

⁵¹ ソビエト法では、国家は父の扶養責任を全面的に追求し、幼児の父にたいする養育費の請求を実現するために全力を傾けたと言われている。藤田勇「社会主義社会における離婚問題」(中川善之助[ほか](編)『家族問題と家族法Ⅲ離婚』酒井書店、1958年、334頁)。

⁵² 二神淑子・前掲註(46)56頁。

⁵³ 福島正夫・前掲註(38)38頁。

⁵⁴ 福島正夫・前掲註(38)35頁。

観をもつとされている。それは、国家や社会が家族に対して保護義務を負っている反面、家族にも社会主義社会への義務と責任があるとする点である⁵⁵。例えば、50年婚姻法第8条後段の「新社会建設のために共同して奮闘する義務を負う」との規定が具体的として挙げられよう。また、1959年のベトナム民主共和国婚姻法もこれになっている⁵⁶。

さらに、子の養育義務に関して社会主義各国の規定にもその趣旨がみられ、「こういう権利と義務・責任の相互関連の上に、最近の社会主義の家族観は立っていると考えるべきであろう」と指摘される⁵⁷。すなわち、社会主義国の家族観では、国家や社会が家族を保護する義務を持ち、家族は社会への義務と責任を持つのである。なお、ここでいう、家族が持つ義務と責任は子を立派に育てる義務であるとされている⁵⁸。

4.2 社会主義家族法と中国婚姻法

前節で、社会主義家族法の特徴を見た。ここではこれと中国婚姻法の比較を試み、そこから中国婚姻法の特色を明らかにする。中国婚姻法は、社会主義家族法の特徴をある程度持つてはいるものの、その本質は大きく異なるのではないだろうか。確かに、①憲法に根拠規定が存在すること、②家族法分野が民法の中に存在しないこと、③道徳的規定の設置といった形式的な特徴を中国婚姻法は持っている。しかし、その実質的内容である④離婚を原則として認めないこと、⑤家族法を強制しようとする事などの特徴についてはそのまま継受しているとは言えない。以下、これらについて検討していく。

④離婚を原則として認めないことについて。社会主義革命直後のロシアでは無制限な単意離婚が認められていた。「フランス革命の場合でも、ロシア革命の場合でも、いかなる法律よりもさきかけて制定公布されたのは婚姻法であった。そしてそれは中国革命の場合でも同様であった」と言われており、ロシア革命でも中国革命と同じく、女性解放を第一に考えていた結果であろう⁵⁹。しかし、ロシアでは1930年代後半より家族の持つ積極的な役割が重視され、1944年より離婚の際に裁判所の決定を要することとなった。社会主義社会においては、離婚は社会の損失と捉えるからである。もっとも1968年にさらに法改正が行われ、未成年子がない夫婦の場合、身分登録機関への登録だけで婚姻が解消され、未成年子がいる場合や夫婦間に意見の相違がある場合は裁判によることとなった⁶⁰。

中国においては革命根拠地時代の閩西婚姻法第7条(七)、中華ソビエト共和国婚姻条例(以下「31年婚姻条例」という)第9条、中華ソビエト共和国婚姻法(以下「34年婚姻法」

⁵⁵ 福島正夫・前掲註(38)25頁。

⁵⁶ 福島正夫・前掲註(38)25頁。

⁵⁷ 福島正夫・前掲註(38)25頁。

⁵⁸ 福島正夫・前掲註(38)34頁。

⁵⁹ 仁井田陞(幼方直吉・福島正夫(編))『中国の伝統と革命1(東洋文庫250)』平凡社、1974年、141頁。

⁶⁰ 二神淑子・前掲註(46)67頁。もっとも同頁によれば、実際には離婚裁判で離婚が認められない例はきわめて少なく、ロシアにおける離婚率は東欧の社会主義諸国や資本主義国と比べても非常に高いとされている。

という) 第 10 条から 01 年婚姻法第 31 条に至るまで、中国共産党政権は一貫して司法機関を通じない協議離婚を認めている。夫婦双方の合意がある場合に、裁判所を経由する必要がある時期はなかった(もともと、婚姻登記員による審査を受ける必要はある)。社会が成熟しても、中国では離婚を認める方向を変えようとしていない。

1980 年頃の中国では、司法実務の中で、人民法院は子のいる離婚当事者の離婚請求に対し、決して安易に離婚を認めなかった。そのため、子のいる夫婦の離婚を難しいものにしていくと考えられるとも言われている⁶¹。特に、1992 年に中国で協議離婚が認められた場合は全体の 61.3% にすぎなかった。しかし、離婚の認可率は、近年高まる傾向にあると言われている⁶²。そして、2000 年頃には、婚姻家庭観念や離婚観の変化に伴って、婚姻の自由、男女平等を迫る者が増えているが、他方では、軽率な結婚・離婚も増えてきていると言われている⁶³。

しかし、これは中国の社会変動を考えると仕方のない側面もある。婚姻登記機関が離婚を認めなくとも、事実として別居などをすれば、婚姻登記機関に離婚を認めてもらう必要はない。しかし、住居が配給され、さらに、いわゆる「単位」制度によって国民の実際の居住地などを単位(所属先)を通じて政府が管理している社会ではこのような事実上の別居は難しかったと言えよう。ところが、1993 年の国有企業改革によって「単位」制度による国民管理の機能が大きく減退すると、「婚姻登記機関に離婚が認められずとも、事実として別居をする」という方法を取ることも容易になったと言える。そのため、国有企業改革がなされた後の中国で、原則として離婚を認めないとしたとしても、あまり意味はない。しかし、条文上、一貫して協議離婚制度が認められている点は社会主義家族法とは大きく異なり、中国の特色と言えよう。

⑤ 家族法の強制について。中国共産党政権は、家族政策において古代中国社会の家父長的家族制度を打破することを目的としていた。そのため 50 年婚姻法施行以来、家父長による婚姻干渉や嬰兒殺害などの悪しき風習については、厳しく取り締まりが行われた。しかし、そうした悪習以外については、婚姻・家族の問題は、他の民事事件と同様、主として人々内部の矛盾とされるから、説得・教育を中心とし、刑罰は従とされている。

このように、新中国は形式的には社会主義法を継受しながらも、婚姻干渉などの悪習以外、特に養育費の支払いなどについては婚姻法を強制するものではなく、国民の意識によってなすべきと考えていたと言える。ここは、他の社会主義家族法と異なる点である。中国の革命根拠地時代の法については、他国の法をそのまま借り受けることはせず、中国社会の現実に根差した法設定をしていると言われていた⁶⁴。この考え方は新中国もそのまま引き継いで

61 田島淳子「中国の離婚状況——都市を中心に——」『中国研究月報』(40 卷 3 号) 中国研究所、1986 年、5 頁。

62 何燕侠「中国における離婚法と女性——女性の特別保護を中心に」『アジア女性研究』(11 号) 財団法人アジア女性交流・研究フォーラム、2002 年、77 頁。

63 何燕侠・前掲註(62)77 頁。

64 宮坂宏「中国の新婚姻法の二、三の問題点についての法史的検討」(『専修大学法学研究

いるのではないだろうか。そして、ここに見える中国社会の現実とは、「公権力が私法関係のうち介入することが少なかったことによるのであり、これを旧中国社会（筆者註——古代中国の社会を意味する）の一つの特徴と見てよいように思う」という中国の法伝統がここに表れていると言えそうである⁶⁵。

すなわち、養育費問題に着目すると、社会主義家族法に特有の家族法の強制が中国社会にはそぐわないものと判断されていたと考えられる。家族法に刑事罰の規定が存在しても、新中国においてそれは従たる対応であったという指摘や本章1. で述べたようなソビエト連邦にはあった養育費を給与から天引きする制度の導入を行っていない点からもそのような考えが見える。特に、「中華人民共和国の婚姻法は、この中華ソヴィエト共和国らしいの婚姻法の精神を継承するとともに、ソヴィエト、東欧諸国、および朝鮮人民民主主義共和国の法律とその経験を参考にしつつ作成されたものである」と言われており⁶⁶、中国共産党政権は、養育費を給与から天引きするという手法を知っていたはずであるにも関わらず、中国にはこれが導入していないのである。

さらに、31年婚姻条例第11条や34年婚姻法第17条にあった「16才になるまでの子の必要な生活費の3分の2を男が負担」という規定が50年婚姻法からはなくなり、支払う期間や支払いの額については当事者同士の協議によることになっている。これに対し、50年婚姻法が制定される前である1946年7月30日に施行された朝鮮人民民主主義共和国の男女平等権法令実施細則第20条でも「離婚に際して、子女を養育する方は、他の一方に対して、子女一名なるときはその収入の20%、二名なるときは30%、三名なるときは50%の養育費を要求することができる」と規定していた。

ここからも、少なくとも養育費問題に関しては、新中国は公権力は私法関係に立ち入らないという方針を持っていると言える。「法は守らなければならないが、法によって人民の手をしばってはならない」とは、このような新中国の法の方針を象徴する言葉である⁶⁷。

5. おわりに

中国では婚姻法により、子どもや経済的に弱い配偶者の保護への配慮がみられるとの先行研究の賞賛を養育費問題を素材に再検討するという点が本稿の目的であった。その結果明らかとなったのは、「一見すると」条文上は、中国は日本と比べ養育費問題が起こらないようにしているように見えるが、明確な統計資料はないものの、状況からして中国でも養育費問題は発生していると考えられるということである。

そして、なぜ条文上は養育費を確保すべく審査がなされているにも関わらず結果として養育費問題が発生していると考えられるのであろうか。これについては、湖北省の人民法院

所紀要(7) 民事法の諸問題Ⅲ』専修大学法学研究所、1983年、64頁。

⁶⁵ 滋賀秀三『中国法制史(増訂版)』岩波書店、1963年、8頁。

⁶⁶ 小野和子「婚姻法貫徹運動をめぐって」『東方學報』(49号) 京都大学人文科学研究所、1977年、265~266頁。

⁶⁷ 幼方直吉=古島琴子「中国の社会主義家族」福島正夫(編)『前掲註書(38)』234頁。

での案件からすれば、3. 5. で述べた通り、裁判官が意見第7条に定められた「相場」に従っていないため、協議離婚の場合においても養育費問題が発生していないとは考え難いためである。そして、現場の法運用がこのような「法」を無視しているのみならず、中国婚姻法を社会主義法と比較した場合、中国は養育費を給与から天引きするなどの手法を取っておらず、養育費の支払いを当事者同士の協議に任せていると言える。ここから、国家が積極的に介入して養育費問題を解決しようという姿勢はなく、条文上も他の社会主義国家と比較した場合、「子どもや経済的に弱い配偶者の保護への配慮がみられる」とは言い切れないと評価しうる。この点は社会主義国であるはずの中国の婚姻法の大きな特徴であると言えよう。

中国では、しばしば遵守するつもりもないスローガンが出されることがある⁶⁸。すると、中国共産党政権が掲げていた「女性や子の合法的権利保障」も遵守するつもりのないスローガンだったのではないかと指摘しうる。

参考文献

・日本語文献 (50音順)

NPO 法人 Wink (編) 『払わない親の本音——養育費実態調査：アンケートとインタビュー 離婚・未婚の父・母・子どもたちの声』日本加除出版、2010年。

大塚勝美 『中国家族法論』お茶の水書房、1985年。

小野和子 「婚姻法貫徹運動をめぐる」『東方學報』(49号) 京都大学人文科学研究所、1977年、263～311頁収録

何燕侠 「中国における離婚法と女性——女性の特別保護を中心に」『アジア女性研究』(11号) 財団法人アジア女性交流・研究フォーラム、2002年、75～81頁収録。

加藤美穂子 『中国家族法の諸問題——現代化への道程——』敬文堂、1994年。

加藤美穂子 「東アジア3国(中・韓・日)における協議離婚制度——弱者保護の観点から——」日本比較法研究所(編) 『Toward Comparative Law in the 21st Century』中央大学出版部、1998年、1239～1263頁収録。

加藤美穂子 「建国五十周年を迎える中国の家族関連法——女性・子ども保護の観点から——」宮良高弘・森謙二(編) 『歴史と民族における結婚と家族——江守五夫先生古稀記念論文集——』第一書房、2000年、305～342頁収録。

加藤美穂子 『中国家族法 [婚姻・養子・相続] 問答解説』日本加除出版、2008年。

木田純一 『社会主義法概論』法律文化社、1971年。

金海英 「東アジアの協議離婚と国際私法的対応——比較的視点から主に中国法、韓国法、日本法を中心に」神戸大学、博士学位論文、2010年。

厚生労働省 「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告 (平成28年11月1日現

⁶⁸ 高橋孝治 『中国社会の法社会学——「無秩序」の奥にある法則の探究』明石書店、2019年、163～164頁。

在)」(厚生労働省ウェブサイト) <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11923000-Kodomokateikyoku-Kateifukishika/0000190325.pdf> 2017年12月15日更新、2018年10月20日閲覧。

滋賀秀三『中国法制史(増訂版)』岩波書店、1963年。

滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、1967年。

高見澤磨=鈴木賢[ほか]『現代中国法入門』(第7版)有斐閣、2016年。

高橋孝治『中国社会の法社会学——「無秩序」の奥にある法則の探究』明石書店、2019年。

田島淳子「中国の離婚状況——都市を中心に——」『中国研究月報』(40巻3号)中国研究所、1986年、1~10頁収録。

多田佳子『愛人——中国的離婚事情』五月書房、1988年。

陳明俠(黒木三郎(監修)、西村幸次郎・塩谷弘康(訳))『中国の家族法』敬文堂、1991年。

仁井田陸(幼方直吉・福島正夫(編))『中国の伝統と革命1(東洋文庫250)』平凡社、1974年。

仁井田陸『補訂 中国法制史研究 奴隷農奴法・家族村落法』東京大学出版會、1980年。

西村幸次郎(編)『現代中国法講義』(第3版)法律文化社、2008年。

日本貿易振興機構「湖北省概況」(日本貿易振興機構ウェブサイト)

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/central_east/pdf/hubei_1011.pdf 更新日不明、2011年10月23日閲覧、2020年3月20日現在閲覧不可。

福島正夫(編)『家族 政策と法(5) 社会主義国・新興国』東京大学出版、1976年(福島正夫「社会主義の家族法原理と諸政策」は9~50頁収録。二神淑子「ソ連における家族構成員の身分的権利」は51~82頁収録。幼方直吉=古島琴子「中国の社会主義家族」は221~258頁収録)。

藤田勇「社会主義社会における離婚問題」中川善之助[ほか](編)『家族問題と家族法Ⅲ離婚』酒井書店、1958年。

朴成日「近代中国における離婚制度と離婚紛争処理の実態(一)——離婚紛争をめぐる婚姻法の理念とその展開に関する一考察」『法學論叢』(147巻4号)京都大学法学部、2000年、101~120頁収録。

宮坂宏「中国の新婚姻法の二、三の問題点についての法史的検討」(『専修大学法学研究所紀要(7) 民事法の諸問題Ⅲ』専修大学法学研究所、1983年、59~91頁収録)。

ラートブルフ(碧海純一(訳))『法学入門(ラートブルフ著作集3)』東京大学出版會、1968年。

「女学士」話梅子(編訳)『中国の不思議な役人(中国昔話大集Ⅱ)』星雲社、2005年、87~93頁収録。

・中国語文献(ピンインアルファベット順)

陳葦(主編)『婚姻家庭繼承法学』中国・中国政法大学出版社、2011年。

国家統計局「歴年婚姻弁理状況」(中国・国家統計局ウェブサイト)

http://www.stats.gov.cn/ztjc/ztsj/hstjnj/sh2009/201209/t20120904_72953.html 更新日不明、2020年3月20日閲覧。

国家統計局「歴年離婚弁理情況」(中国・国家統計局ウェブサイト)

http://www.stats.gov.cn/ztjc/ztsj/hstjnj/sh2009/201209/t20120904_72954.html 更新日不明、2020年3月20日閲覧。

江翊「離婚夫妻之子女撫養義務研究」陳葦(主編)『家事法研究(2009年卷)』中国・群衆出版社、2009年、447~468頁収録。

田嵐=聶媛芳「離婚時子女最佳利益原則」夏吟蘭=龍翼飛[ほか](主編)『婚姻法学專題研究(2007年卷)』中国・中国人民公安大学、2008年、111~117頁収録。

王治英『中国婚姻家庭法律制度——熱点問題研究』中国・中国海洋大学出版社、2009年。

許富仁「關於離婚後未成年子女撫養費設立担保立法的構想」『江西社会科学』(2001年8期)、中国・江西社会科学院、2008年、140~142頁収録。

楊大文(主編)『親屬法』(第4版)中国・法律出版社、2004年。

楊大文(主編)『婚姻家庭法』(第4版)中国・中国人民大学出版社、2008年。

曹詩權=孟令志[ほか]『婚姻家庭繼承法』中国・北京大学出版社、2006年。

「構成遺棄罪的情節惡烈程度」(法律快車ウェブサイト)

<http://www.lawtime.cn/info/xingfa/yiqizui/20110316/113659.html> 更新日不明。
2011年10月25日閲覧、2020年3月20日現在閲覧不可。

Re-study on child support issues in China
—To clarify the reality of the child support problem
and compare with socialist family law

TAKAHASHI Koji

China's marriage law is said to be excellent in Japan from the perspective of protecting the vulnerable. However, these evaluations are the result of looking only at the text, and it is doubtful whether these evaluations reflect the reality. In order to answer this question, this paper aims to reexamine the marriage law in China, focusing on the issue of child support. This paper clarifies that child support problems are occurring in China as well, and states that the positive evaluation of China's marriage law is based only on the articles and does not reflect the actual situation in China.

※本稿は、2012年3月に放送大学が筆者に「修士(学術)」を授与する根拠となった修士学位論文「養育費問題の日中比較」の第1章第2節~第3節、第3章第1節を基礎に、後の研究成果として大幅な加筆をしたものである。

なお、同修士論文の第1章第1節部分を大幅に加筆した公刊論文として、高橋孝治「中国における婚姻法制史再検討——特に協議離婚と養育費を中心に——」（『問題と研究』（48巻1号）台湾・国立政治大学国際関係研究センター、2019年、125～156頁収録）を既に公刊している。

※本稿初稿提出後である2020年5月28日に、中国の第13回全国人民代表大会第3次会议で「中華人民共和国民法典」が可決された（同年6月2日公布、2021年1月1日施行予定。以下「中国民法」という）。中国民法施行と同時に01年婚姻法は廃止されることとなった（中国民法第1260条）。代わりに中国民法第1040条～第1092条が婚姻に関する規定となっている。これにより、2021年からは中国は「②家族法分野が民法の中に存在しないこと」という社会主義家族法の形式的特徴から一部脱却することとなった。さらに、本稿で触れてきた01年婚姻法の規定についても、一部は中国民法でも規定されているが、中国民法からは削除された規定もある。本稿で触れた条文の中国民法での対応関係は以下の表の通りである。一部削除された規定もあるものの、01年婚姻法施行の下では本稿の指摘した通りであったし、一部同じ規定が中国民法にも盛り込まれていることから、本稿の意義は大きくは失われないと言える。

○01年婚姻法と中国民法の条文の対応関係

01 婚姻法	中国民法
第2条第2項	第1041条（ただし、計画出産に関しては規定なし）
第4条	第1043条第2項
第31条	第1076条
第36条第3項	規定なし
第39条第1項	第1987条
第45条	規定なし
第48条	規定なし